

尼崎市教育委員会 4月定例会 議事録

1 開会及び閉会の日時

平成27年4月27日 午後4時00分～午後5時17分

2 出席委員及び欠席委員

出席委員 委員長	濱田英世
職務代行者	磯田雅司
委員	岡本元興
委員	仲島正教
教育長	徳田耕造

3 出席した事務局職員

教育次長	中川一
管理部長	尾田勝重
学校計画担当部長	舟本康弘
施設担当部長	富永謙一
学校教育部長	西川嘉彦
社会教育部長	吉田淳史
企画管理課長	牧直宏
幼稚園教育振興担当課長	中道直生
職員課長	井上潤一
学務課長	高木健司
生徒指導担当課長	魚住誠
生徒指導担当総括	真島清行
こども政策課長	森山太嗣

日程第1 会議録の承認

日程第2 議事

- (1) 報告第2号 専決処分について（人事異動の発令に関する訓令の制定について）[職員課]
- (2) 報告第3号 専決処分について（水堂小学校南棟改築等工事請負契約の変更について）
[施設課]
- (3) 報告第4号 専決処分について（尼崎市子ども・子育て支援法に基づき利用者負担額等に関する規則の制定について）[学務課]
- (4) 報告第5号 専決処分について（尼崎市立学校授業料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則の制定について）[学務課]
- (5) 報告第6号 専決処分について（尼崎市立幼稚園園則の一部を改正する規則の改正について）[学務課]
- (6) 報告第7号 専決処分について（尼崎市立特別支援学校及び幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について）[学務課]
- (7) 議案第46号 尼崎市子ども・子育て審議会委員の委嘱について [幼稚園教育振興担当]

日程第3 協議・報告事項

(1) 尼崎市いじめ防止基本方針の策定手順について [こども政策課]

日程第4 教育長の報告と委員協議

午後4時00分、委員長は開会を宣した。

濱田委員長 日程第2の「議事」について、徳田教育長から「発議」がありますので、発言を認めます。徳田教育長。

徳田教育長 日程第2「議事」の「議案第46号 尼崎市子ども・子育て審議会委員の委嘱について」は、個人の評価や、個人情報にまで踏み込んで審議することとなりますので、公開しないことが適当であると考えますが、いかがでしょうか。

濱田委員長 説明は終わりました。これより質疑に移ります。発言はございませんか。質疑がないようですので、ただいまの発議について、これより採決に入ります。お諮りいたします。ただいまの徳田教育長からの発議のとおり決することに異議ございませんか。

教育委員 異議なし

濱田委員長 異議なしと認めます。よって、「議案第46号」は、会議規則第6条の2第1項第4号、すなわち『委員長または委員から会議の公開が不相当であるとの発議のあった事件』に該当するため、公開しないことと決しました。また「報告第3号 工事請負契約の変更について」は、会議規則第6条の2第1項第2号、すなわち『教育予算その他議会の議決を経るべき議案についての意見の申出に関する事件』に該当するため、公開しないことが適当であると考えますが、いかがでしょうか。

教育委員 異議なし

濱田委員長 異議なしと認めます。よって、「報告第3号」は、公開しないことと決しました。なお、公開しないことと決しました案件については、日程第4の「教育長の報告と委員協議」の後に審議することといたします。

濱田委員長 それでは、これより日程に入ります。日程第1の「会議録の承認」について、報告を求めます。企画管理課長。

企画管理課長 3月定例会・4月臨時会会議録につきましては、先般ご送付いたしておりますとおりでございます。よろしくお願いいたします。

濱田委員長 報告は終わりました。報告内容に質疑はありませんか。

濱田委員長 質疑がないようですので、これよりお諮りいたします。
3月定例会・4月臨時会会議録を、報告のとおり承認することに異議ございませんか。

教育委員 異議なし

濱田委員長 異議なしと認めます。
よって、会議録は報告のとおり承認することといたします。

濱田委員長 次に、日程第2の「議事」に移ります。
「報告第2号 人事異動の発令に関する訓令の制定について」を議題とします。
提案理由の説明を求めます。職員課長。

職員課長 報告第2号「人事異動の発令に関する訓令に係る事務の臨時代理」につきまして、
ご説明申し上げます。
恐れ入りますが、議案書22ページをお開きいただきますようお願いいたします。
本件「人事異動の発令に関する訓令」につきましては、本来教育委員会の議決事項と
なりますが、一般職等の人事異動の内示日が3月27日であったことにより、23日
に実施された3月定例会にお諮りすることができず、やむを得ず、「尼崎市教育委員会
の権限に属する事務の一部の教育長への委任等に関する規則」第4条第2項の規定に
基づき、教育長が事務を臨時に代理し、3月31日に訓令の公表を行いました。その
ため、同項後段の規定に基づき、このたび報告を行い、承認を求めるものでございま
す。
なお、本訓令の内容は大きく分けて2種類ございます。
1つ目の内容といたしましては、人事異動により所属が変わった場合などには、本
来、一人ひとりに辞令書を交付することをもって発令を行っていますが、毎年4月1
日付けの人事異動に際しては、対象者が多数いることにより、年度当初の繁忙な中
通常どおり辞令書を交付しては、平常業務に支障をきたすこととなります。そのた
め、事務の簡素化を図り、業務に影響を及ぼさないようにすることを目的に、平成2
7年4月1日付け人事異動におきましても、これまでと同様、内示書の列中央の辞令
欄が「ウ」となっている者については、今回の人事異動に係る内示書をもって発令行
為があったものとし、辞令書の交付を省略したところでございます。
続いて、訓令の内容の2つ目といたしまして、学校に勤務する一般職の職員は、医
療保険や年金保険などの公的社会保険を受けるため、通常、公立学校共済組合とい
う共済組合に加入することとなっていますが、学校に勤務する市費支弁の事務職員や校
務員、調理師、学校栄養士、理学療法士につきましては、本委員会の事務局や市長事
務部局などとの人事交流があり、それらの職員と福利厚生面で差異が生じることは好
ましくないとの考えから、学校の職員のみが加入する公立学校共済組合ではなく、事

務局の職員である私たちや市長事務部局の職員と同様、市町村職員共済組合という共済組合に加入することとしています。

しかしながら、学校の職員は公立学校共済組合に加入することが原則とされている中で、そのような例外的な取扱いを行うための整理がこれまであいまいとなっていることが今般判明しましたことから、平成27年4月1日付けの人事異動と合わせて整理を行ったものでございます。なお、その整理の内容といたしましては、人事発令上いったん職員課に勤務することを命じたうえで、実際に所属する学校に兼ねて勤務することを命じるというものであり、このような人事発令上の整理を行えば、学校の職員としての職務を行いつつ、市町村職員共済組合に加入するという、これまでの状態を保つことができるようになるものでございます。

以上をもちまして、報告第2号の説明を終わらせていただきます。ご承認いただきますようお願い申し上げます。

濱田委員長 説明は終わりました。これより質疑に移ります。発言はございませんか。

濱田委員長 内示書の列中央の辞令欄の「ア」「イ」「ウ」の違いはなにか。

職員課長 41ページに記載しているとおおり、「ア」は市長または任命権者から辞令書の交付を行うものであり、「イ」は所属局室長から辞令書・配置命令書の交付を行うものである。「ウ」は先ほどの説明のとおり内示をもって発令日に発令が行われたものとするものであり、辞令書や配置命令書の交付は行わないものであり、以上3つの区分に分かれている。

濱田委員長 他に質疑はございませんか。質疑がないようですので、これより採決に入ります。お諮りいたします。「報告第2号」を、報告のとおり承認することに異議ございませんか。

教育委員 異議なし

濱田委員長 異議なしと認めます。よって、「報告第2号」を報告のとおり承認することといたします。

濱田委員長 続いて、「報告第4号 尼崎市子ども・子育て支援法に基づき利用者負担額等に関する規則の制定について」、「報告第5号 尼崎市立学校授業料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」、「報告第6号 尼崎市立幼稚園園則の一部を改正する規則の改正について」、「報告第7号 尼崎市立特別支援学校及び幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について」、は内容が一連のものであるため、一括して審議します。提案理由の説明を求めます。学務課長。

それでは、報告第4号から7号までを一括してご説明させていただきます。お手元の資料は別紙となっております。報告の報の字「報4」の1ページをお開き願います。

報告第4号「尼崎市子ども・子育て支援法に基づく利用者負担額等に関する規則」を制定するについて、平成27年3月31日に次のとおり臨時に代理したので、報告し、承認を求めるものでございます。

まず始めに、この規則は新たに設定される規則でありまして、子育て支援法に係る全ての施設において、利用負担に関連する部分、例えば減免や日割り計算など、同じ考え方で共通事項として対応していこうとするため、同一の規則を制定していこうとするものであります。

第1条には、その旨が、規則の趣旨として記載されておりまして、昨年6月に制定しました「尼崎市子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設の運営の基準等を定める条例」の細部を定める規則であることを記しており、第1条の上から2行目にあります「特定教育・保育施設」とは、公立、私立幼稚園、認定こども園、保育所等の施設を総称したものでございます。

少し飛びまして、ページ番号で3ページをお開き願います。

第5条には、利用者負担額が定められており、カッコ（ア）の次に記載されている「教育認定子ども」というものが、1号認定こどもを意味しておりまして、20ページをお開きいただきますと、別表第1に1号認定の料金表がございまして、

4ページにお戻りいただきまして、同条2項には、利用者負担額を決定するために必要な書類、例えば生活保護受給証明証など、を指定期限までに提出されない場合は、一旦、最高額を徴収し、提出された段階で遡及し、還付するなどして当該料金を徴収する旨を規定しており、同条3項には、その遡及できる期限を年度内に限ると規定しております。そうすることで、滞納者を極力減らそうと保育と調整を図ったものでございます。

ちなみに、保育所はこれまで、算定書類が提出されるまで徴収を待ち続けていたとのことでしたが、今回、公立幼稚園の99%に近い収納状況を考えますと、一旦最高額を徴収すべきと考え、保育所側が同調した形となっております。

次に、5ページでございます。第6条では日割り額の算定を記しており、（ア）には、日割りの算定日数を、土日を除いた20日と設定し、必要に応じて月額保育料を割戻そうとするものでございます。

次に、7ページでございます。第7条には、利用者負担額に10分の5を乗じて得た額、すなわち半額減免を規定したものであり、子ども、保護者が15日以上、教育・保育を受けなかった場合を減免しようとするものでございます。

次の第8条にも減免が規定されており、災害や生計者死亡などを想定して、その他市長が定めるものとして減免しようとするものであり、8ページにあります第9条には、それらの減免が2つ以上該当した際には、負担額の低い方を適用する旨を規定しております。

次に、付則にある経過措置につきましては、公立幼稚園は平成26年度、平成27年度の在園児のみ、現行負担水準を維持するよう、卒園するまでの間、旧の

料金表を適用すること。また、認定こども園、私立幼稚園においては、平成26年度までに入園した在園児が卒園するまでの間、新料金表若しくは昨年度までの利用料金から就園奨励補助金を差し引いた額との比較において、安価な方を適用する旨を記載しております。

以上で、「尼崎市子ども・子育て支援法に基づく利用者負担額等に関する規則」の主な説明並びに報告を終わらせていただきます。

続きまして、報告第5号、「尼崎市立学校授業料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則」を制定するについて、報告し、承認を求めるものでございます。

お手元資料の36ページ、同規則の新旧対照表に沿って、主な改正点をご説明いたします。

まず、第1条の2ですが、子ども・子育て支援法に基づき、政令で定める額を限度として、世帯の所得の状況、その他の事情を勘案して市が定める額を、規則で定めようとするといったものでございます。第1条の3には保育料の額は、先ほど報告第4号でご説明させていただきました規則に基づいた料金表を、公立幼稚園にも適用いたします。今年度中は経過措置期間ですが、平成28年度の公立幼稚園の入園しようとする園児からは、公立、私立統一料金となってまいります。

次の第3条には減免規定が記載されており、どういった場合に減免できるかを保育所との整合を図り設定いたしました。37ページの下、第3条の2は、免除の対象月を改正前では、「在学する生徒及び在園する園児」と表記していたところ、「生徒」と「園児」に号を分けて表記し、38ページの第4条は、改正前の「児童」を「園児」に改め、また、「市立高等学校等の長」とあるものを、高等学校等の「等」に該当するものが「市立幼稚園の長」でしか他にないため、等を削除し、新たに「市立幼稚園の長」と表記したものでございます。

次に、40ページをお開き願います。右側の改正前の第5条では「免除の取消し等」と規定していたものを、改正後では39ページの下、第4条の2に「授業料等の還付」と表記し、還付する場合を詳細に明文化したものでございます。

最後に41ページの別表でございしますが、「区分」の1では、開始月、最終月を文言整理し、改正後には、それぞれの定義を備考として表記しております。

以上で、「尼崎市立学校授業料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則」を制定するについての報告を終わります。

続きまして、報告第6号、「尼崎市立幼稚園園則の一部を改正する規則」を制定するについて、報告し、承認を求めるものでございます。

お手元の資料52ページをお開き願います、同規則の新旧対照表に沿って、ご説明いたします。

まず、第2条では、現行、「幼児の定員」との表題が、改正後には「収容定員及び利用定員」と表記しております。これは、新制度において、認可定員と利用定員という、2つの定員があります。認可定員は比較的イメージしやすいのですが、利用定員とは、1号認定の子ども、2号認定の子ども、3号認定の子どもと分類

分けされており、それぞれに定員を設けることとなっております。ですから、1号、2号、3号認定の利用定員を、すべて足すと「認可定員」とお考えいただければ、分かり良いかと思えます。その認可定員を条文上、「収容定員」と呼び、規定されております。

次に、第15条の「保護者」の表記でございます。新制度では、1号認定、2号認定など、支給認定を受ける必要があることから、その支給認定を受けた保護者という意味で、「支給認定保護者」という呼び名で規定されております。

次に、53ページ、54ページの第16条から19条でございます。条文中にある「幼児」という表記を改め「園児」とし、「病気」の表記を「傷病」としております。また、54ページの下、第23条の保育料等は、新制度の料金表は、入園料が保育料に込みとなるため、入園料の表記を削除しております。

次に、55ページの別表では、先ほどご説明させていただきました「収容定員」と「利用定員」、それぞれの定員を設けることとしております。公立幼稚園におきましては、全て収容定員と利用定員が同数となっております。

以上で、「尼崎市立幼稚園園則の一部を改正する規則」を制定するについての報告を終わります。

最後に、報告第7号、「尼崎市立特別支援学校及び幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」を制定するについて、報告し、承認を求めるものでございます。

お手元の資料64ページをお開き願います。同規則の新旧対照表に沿って、ご説明いたします。

第3条では、現在、用いることがない「運動会」、「学芸会」等の表記を、「体育的行事」、「文化的行事」に改めるものでございます。

第9条は、第3条と同様に、現在用いることがない「林間学習」等を「修学旅行等宿泊を要するもの」に改めます。

第11条は、昨年、小中学校の管理運営規則において規則変更させていただいた内容と同じ、学校保健安全法の関係で「伝染病」の表記を、「感染症」に変更させていただきます。

次に、65ページでございます。国の子ども・子育て会議にて、各自治体が管理運営に関する規則を定める際、規定すべき項目として、この第18条にある「施設の目的及び運営の方針」から、第27条の「虐待防止のための措置に関する事項」までが挙げられていたことから、当該規則に規定したところでございます。

以上で、「尼崎市立特別支援学校及び幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」を制定するについての報告を終わります。

宜しく願いいたします。

濱田委員長

説明は終わりました。これより質疑に移ります。発言はございませんか。

磯田委員

収容定員は全体定員で、利用定員は1号認定・2号認定・3号認定に分けられると

聞いたが、個別の定員が前後した場合は全体定員の割り振りはどうなるのか。

学務課長 公立幼稚園では全体定員の割り振りが変わることはないが、一部の私立幼稚園では1号認定・2号認定・3号認定の間で若干の変動はある。ただし、全体の収容定員は超えることのないよう県から通知が来ている。

磯田委員 各号認定の割り振りが今後の課題になってくるのではないか。

学務課長 今年度は初年度であったため各園も2号認定の子どもの応募がどの程度あるのか、予測できなかったが、次年度からは今年度実績をもとに利用定員を明確に定めることができると考えている。

濱田委員長 他に質疑はございませんか。質疑がないようですので、これより採決に入ります。お諮りいたします。
「報告第4号」から「報告第7号」を報告のとおり承認することに異議ございませんか。

教育委員 異議なし

濱田委員長 異議なしと認めます。
よって、「報告第4号」から「報告第7号」を報告のとおり承認することといたします。

濱田委員長 次に、日程第3の「協議・報告事項」に移ります。
「尼崎市いじめ防止基本方針の策定手順について」を議題とします。こども政策課長。

こども政策課長 それでは、尼崎市いじめ防止基本方針の策定手順につきまして、お手元にお配りの「尼崎市いじめ防止基本方針の策定手順について」と記載のシートを使い、ご説明申し上げます。ページでは、54ページから58ページです。

54ページをお開き願います。

まず、いじめ防止基本方針につきましては、1の内容欄の(1)に記載のとおり、平成25年9月に施行されました「いじめ防止対策推進法」に規定された地方公共団体のいじめ防止基本方針を、既に策定されています国の基本方針を参酌し、幼稚園を除く市立学校のいじめ防止基本方針を策定するものでございます。

いじめ防止対策推進法の目的につきましては、1の(2)に記載のとおり、いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処のための対策に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体、学校、教育委員会、地方公共団体の長、児童生徒、保護者の責務を明らかにするとともに、基本方針の策定、対策の基本となる事項を定め、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するものでございます。

法に規定する「いじめ」の定義につきましては、1の(3)に記載のとおり、学校

に在籍する児童生徒に対し、当該児童生徒と一定の人間関係にある他の者が行う心理期又は物理的な影響を与える行為であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じるものを指します。

基本方針の策定所管課につきましては、2のとおり、こども青少年局こども政策課で、教育委員会事務局生徒指導担当課を中心とします関係課の協力を得て策定して参ります。

基本方針の策定手順につきましては、3のとおり、庁内関係課で構成するワーキングチームで素案を作成し、また、庁外関係者の意見を聴取し、市長及び教育委員で構成される新設の「総合教育会議」での協議内容を踏まえ、市長決済にて策定するものでございます。

なお、法による地方公共団体の基本方針となりますことから、市民意見聴取プロセスを経て策定していきたいと考えております。

4の基本方針の策定スケジュールでございますが、55ページの別紙1のとおり、現在、事務局の生徒指導担当課といじめに係る情報共有を行っており、今後、庁内関係課で構成するワーキングチームを早期に立ち上げ、基本方針たたき台を策定する作業を開始し、7月13日（月）に開催予定の市長と教育委員から構成されます「総合教育会議」にその時点での基本方針たたき台をご提示し、ご協議いただく予定としております。その後、庁外関係者の意見聴取を行い、基本方針（素案）として固め、市議会に中間報告として報告いたしますとともに、パブリックコメントを経て、再度、10月に総合教育会議を開催していただき、平成27年11月中に基本方針（案）としてまとめていきたいと考えております。

なお、今回の基本方針の策定手順の報告と同じように、適宜、教育委員会議に、基本方針策定の進捗状況をご報告する予定としております。最終的には、6のその他に記載のとおり、平成27年12月議会にて報告を行うとともに、必要に応じ、法に定められた組織に係る附属機関設置の関係条例を上程する予定としております。

恐れ入りますが、56ページの別紙2をお開き願います。この一覧は、「いじめ防止対策推進法」に基づいて、新たに必要な条例による附属機関や、その他の組織体をまとめた一覧表でございます。それぞれ、義務設置・任意設置、また、条例で定める附属機関が必要か、又はそれ以外の組織体でも設置が可能かどうか、さらに所管局別にまとめ、法で規定された5つの組織体を整理いたしました。順に説明いたします。

①は「いじめ問題対策連絡協議会の設置」で、任意設置で附属機関以外の組織体で可となっており、市長事務局が、いじめ防止等の関係機関等と連携を図るため、記載の関係機関を構成員とする組織体となっております。

②は、教育委員会による附属機関の設置で、任意設置であります。設置の場合は条例で定める附属機関とする必要があり、教育委員会と「いじめ問題対策連絡協議会」との円滑な連携を図るため、地方いじめ基本方針に基づく地域におけるいじめ防止等の対策を実効的に行うための組織体でございます。

③は、学校におけるいじめ防止等の対策のための組織で、義務設置であります。附属機関以外の組織体でも可となっており、各学校が、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うための組織体でございます。

④は、重大事態発生時に教育委員会又は学校による調査組織の設置で、義務設置でありますが、附属機関以外の組織でも可となっており、さらに、②の組織体と兼ねることが可能とされております。なお、重大事態発生時とは、いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、いじめにより相当の期間、おおむね30日間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときを指すものでございます。

⑤は、市長部局による④の教育委員会からの重大事態発生の報告を受けての地方公共団体の長による再調査のための附属機関などの組織体でございます。

57ページの別紙3につきましては、策定された国、県、学校、西宮市、伊丹市の「いじめ防止基本方針」の項目別の比較表でございます。

最後に、58ページの別紙4につきましては、阪神間各市及び兵庫県のいじめ防止対策等の取組状況の一覧でございます。いじめ防止基本方針の策定については、兵庫県および阪神間各市は平成26年度中に策定されている状況となっている。

以上をもちまして、「尼崎市いじめ防止基本方針の策定手順」についての報告を終わらせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

濱田委員長 報告は終わりました。これより質疑に移ります。発言はございませんか。

仲島委員 この制度はすごく大切であるが、学校で子どもたちと向き合っている先生の負担が軽減されるような施策をもっと考えていってほしいと思う。

こども政策課長 ご指摘のとおり、学校現場の先生を支援する施策も構築していかなければならないと考えている。

磯田委員 いじめ防止基本方針となっているが、防止対策としての具体的な施策はどうなっているのか。

こども政策課長 いじめの防止施策として、いじめの早期発見のための対策と仕組みを構築していかなければならないと考えている。また事後の対処方法や再発の防止が重要であると考えている。いずれにしてもいじめに関する施策を整理しながら再構築していく必要があると考えている。

磯田委員 どのように早期発見するのかという具体性は何かあるのか。尼崎市いじめ防止基本方針の今後の課題だと思う。

仲島委員 いじめ防止に関する施策は近隣各市に大きな違いは見受けられない。子どもの理解を学校の先生がどれだけ行えるかにかかっており、その点において支援が必要であると思う。

こども政策課長 委員のご指摘の点は重要な点であると考えている。いじめ対策にかかる直接的な面

だけではなく、現在課題となっている教職員の多忙を解消することにより、子どもと接する時間を確保することでも、いじめの早期発見に繋がるのではないかと考えている。

仲島委員 道徳の授業で教えることも大切だが、子どもと接する時間を作ることがいじめをなくす一番の方法だと思う。教職員が多忙化しているなかで、教職員にいじめをなくすように求めても、現状ではそればできないと思う。

濱田委員長 学校では実際にどんなことが行われているのか。

生徒指導担当課長 いじめを未然に防止するため、教育啓発誌等での啓発活動や不登校担当の訪問指導員との連携、またのびよ尼っこ健全育成事業では各地域の方と交流を図っている。また、こころの教育推進事業で命の大切さについて子どもたちに講演を行っている。

学校教育部長 ご指摘のとおり早期発見は大切なことである。日常生活の観察は基本であるが、小学校にスマイルボックスを設置したり、小中学校ともに日常生活を含めたいじめに関するアンケートの実施や教育相談の定期的な実施により子どもたちとのやり取りを通じて危険を察知できるようにしており、さまざまな取り組みを行っている。また校内でも情報交換を行っている。

また防止策だけではなく、子ども自らがいじめが起きないようにするにはどうすればいいのかを考える力を養うことも重要なことと考えている。道徳やこころの教育はもちろんのこと、社会力育成事業のなかで生徒会を中心に身近な問題を子ども自らが解決する自治活動にも取り組み、いじめ撲滅に繋げていけるよう取り組んでいる。

岡本委員 今の意見が理にかなっていると思う。生徒の中からいじめが起きないようにするためにどうすればいいのかを発信できるようになれば、教師など周りが思っている以上の効果があると思う。防止策だけではなく、子どもたちの内側から導いていけるような指導をしていてもらいたい。そのためにも生徒会という組織は主導の対象になると思う。

仲島委員 生徒会が主導で進めることができている学校は学校全体で取り組んでおり、取り組むことができる生徒が育っている。そういう生徒が育つことが大切であり、育つような支援をおこなってほしい。生徒会に取り組んでいる教員も多忙であるため、教職員の多忙さの緩和ができれば、もっと取り組めるようになるので、その点でも改善を図ってほしい。

岡本委員 校長直属で生徒会に対して学校の運営について意見交換をおこなうようなことがあってもいいのではないと思う。

磯田委員 昨今は校内だけではなく、校外で起こる事例もあるため、地域との連携も重要だと

思う。地域がそういった事案を発見した場合には、学校に連絡を取れるような柔軟な関係を築いていけるような日ごろからの学校の受け入れの仕方を含めて、地域、生徒の問題、学校の先生の問題を三位一体で考えていかなければ、学校現場だけでの取り組みでは大変な問題である。

濱田委員長 定期的なアンケートは実施しているのか。

生徒指導担当総括 中学校では学期ごとに教育相談週間を設けているため、その事前資料として行っている。小学校では、必要に応じて定期的におこなっている。

濱田委員長 そのアンケートで何か発見されることはあるか。

生徒指導担当総括 あります。中学校では、友人関係や学習、クラブ活動等の内容について相談を受けることがある。学校によっては、そのアンケートにもとづいた相談については担任の先生に限らず、話しやすい先生に相談できるようになっている。

仲島委員 学校の先生は日々取り組んでいるため、教師の数を増やすことは法律などの観点から容易ではないと思うので、ほかの施策で支援できればと思う。

濱田委員長 訪問指導員は希望した家庭だけに訪問するのか。

生徒指導担当総括 学校の先生と協議し、訪問指導員が行くことが適切であると判断される場合に訪問する。長期欠席や不登校の場合でも学校側のみで取り組みを行う場合もあり、また現段階では不適切であると判断する場合もある。その場合は学校とよく話し合ってから訪問することになる。

濱田委員長 保護者の承諾は必要か。

生徒指導担当総括 まず学校の先生との話し合いが行われるため、事前連絡なく訪問することはない。

岡本委員 学校の先生や訪問指導員が家庭訪問を行う時には重大な事態になっていることのないよう、重大な事態になる前に家庭訪問が行えるような雰囲気づくりに取り組んでいてもらいたいと思う。

濱田委員長 基本方針の策定手順に「庁内関係課で構成されるワーキングチーム」と記載されているが、庁内関係課とはどこか。

こども政策課長 教育委員会事務局内の生徒指導担当課、教育相談担当課、また、人権課、青少年課、福祉事務所内の生活支援相談課、児童課を想定している。
また庁外関係者の意見については、小中学校の校長先生やPTA連合会、サポート

センター、法務局等を想定している。

濱田委員長 それでは、スクールソーシャルワーカーや社会福祉士、家庭児童相談員等も関わってくるのか。

こども政策課長 スクールソーシャルワーカーを所管している生活支援相談課が関わることになる。

濱田委員長 中学校にはスクールカウンセラーがいると思うが、そういった専門員が入ることはないのか。

生徒指導担当総括 スクールカウンセラーを所管しているのは教育相談担当になるため、関係課に含まれている。

濱田委員長 現場を重視しながら予防もできるような施策を考えてほしい。組織だけのものではなく、実際に動ける施策を考えてほしい。

教育次長 本日晒したいじめ防止基本方針については、基本的には市が設置するが、重大事案が発生した際にどう対応するかを示したものである。平成26年度より運用している学校ごとのいじめ防止基本方針に基づいて、具体的な取り組みを市教育委員会としてどのように支援していくのかが、先ほど仲島教育委員より話があったことだと思う。それにつきましては、道徳や体験学習、自治能力、不登校対策、教育相談、健全育成の部分について市として、どのような施策を行っていくのかが重要かと思うので、引き続き、いじめだけではなく未然防止や早期対応を考えながら施策を行う必要があると思う。

岡本委員 さきほど、こども政策課長の説明にあったとおり、やはりいじめに関する施策を整理して再構築を行ってほしい。

濱田委員長 他に質疑はございませんか。
質疑がないようですので、本件についての報告は終わります。

濱田委員長 次に、日程第4「教育長の報告と委員協議」に移ります。

企画管理課長 教育委員会4月定例会報告事項について、平成27年3月24日から本日4月27日までの主要行事および5月の主要行事予定を報告します。

(総務関係)

3月24日 本会議(委員長報告、採決等)

3月25日 第25回政策推進会議

(議題は尼崎市子ども・子育て支援事業計画の策定について ほか)

4月3日 第1回政策推進会議

(議題は尼崎市職員のワークライフバランスの推進に関する報告書及び尼崎市特定事業主行動計画の改訂について)

4月6日 教育委員会4月臨時会、平成27年度尼崎市教育委員会始業式

4月14日 イギリスパース校表敬訪問

4月17日 第2回政策推進会議

(議題は(仮称)自転車政策推進プロジェクトチームの設置について)

4月20日 文教委員会(閉会中)

4月27日 第1回総合教育会議

教育委員会4月定例会

(学校教育関係)

4月7日 本田美波さん(市立尼崎高校体育科3年生)市長表敬訪問
入学式(琴城分校)

4月8日 入学式(市立尼崎高校、双星高校、小学校、尼崎養護学校)

4月9日 入学式(琴ノ浦高等学校、中学校)

4月10日 入園式(幼稚園)

(社会教育関係)

3月26日 スポーツ特別賞・スポーツ賞表彰式

3月27・28日 ロボカップジュニア・ジャパンオープン2015尼崎

(5月主要行事予定表)

5月7日 第3回政策推進会議

5月11日 兵庫県都市教育長協議会

5月18日 教育委員協議会

5月20日 第4回政策推進会議

5月20～22日 全国都市教育長協議会定期総会等

5月25日 教育委員会5月定例会

報告は以上です。

濱田委員長 報告は終わりました。報告内容に質疑はありませんか。

濱田委員長 質疑がないようですので、教育長からの報告を終わります。

濱田委員長 次に、日程第2「議事」に移ります。ここからは非公開といたします。傍聴者の方はご退席願います。

~~~~~以下 議事の要旨は非公開とする~~~~~

濱田委員長 以上を以って、本日の日程は全部終了いたしました。  
これをもって、尼崎市教育委員会4月定例会を閉会といたします。

(閉会 午後 5 時 17 分)

尼崎市教育委員会 4 月定例会において、以上のとおり議事が行われたことを記録します。